

## ヤングケアラー普及啓発事業委託業務 プロポーザル審査要領

ヤングケアラー普及啓発事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「ヤングケアラー普及啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は1,000点(審査員1人当たり200点)とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| <u>(1) 業務に対する考え方</u> | <u>(40点)</u>  |
| <u>(2) 事業内容の企画</u>   | <u>(130点)</u> |
| <u>(3) 実施体制</u>      | <u>(20点)</u>  |
| <u>(4) 参考見積書</u>     | <u>(10点)</u>  |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

令和7年3月28日(金) 13時00分～16時30分(予定)

場所 高知県保健衛生総合庁舎 1会 大会議室(高知市丸ノ内2丁目4-1)

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。(※応募多数の場合は時間を変更することがありますが、その場合はあらかじめご連絡させていただきます)
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

- (5) 上記(3)(4)にかかわらず、総合得点が600点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

## 審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
業務に対する考え方	40	事業の目的を正しく理解し、その目的にそった取組方針が明確に記載されているか。また、その方針は問題点や課題の解決につながる内容となっているか。
事業内容の企画	130	動画教材について、企画・構成・デザイン等に工夫があり、内容が県民（特に子ども・若者）の関心を引きつけるものになっているか。
		ランディングページについて、企画・構成・デザイン等に工夫があり、内容が県民（特に子ども・若者）の関心を引きつけるものになっているか。
		SNS 広告等について、広報に工夫があり、内容、実施回数、規模等が効果的であるか。
		事業全体的に工夫がみられ、それぞれの取組のバランスが取れており、相互に効果が期待できる提案であるか。
実施体制	20	責任者の位置づけがあり、事業を円滑に実施できる人員・体制が確保されているか。
参考見積書	10	実施内容に対し、十分に費用対効果に配慮した経費が算定されているか。
合 計	200	